

## 新しいまちづくりのランドデザイン策定に向けた有識者懇話会 設置要綱

### (設置の目的)

第1条 新しいまちづくりのランドデザインを策定するにあたり、2050年を目標年次とする大阪全体の都市空間の姿について専門的見地からの意見を幅広く聴取するため、新しいまちづくりのランドデザイン策定に向けた有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、ランドデザイン・大阪、ランドデザイン・大阪都市圏の策定後に生じた社会情勢の変化を踏まえ、大阪の将来像やその実現に向けた取組みの方向性等について意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 懇話会は、大阪府知事が委嘱する者をもって構成する。

### (座長)

第4条 懇話会の円滑な進行等を図るため、座長を置くことができる。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会は、大阪府が招集する。

2 大阪府は、必要に応じて第3条に規定する者以外のものに対して出席を求めることができる。

### (謝礼及び費用弁償)

第6条 第3条に規定する者、第5条第2項に規定する者（以下「委員等」という）の謝礼の額は、日額9,800円とする。

2 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

### (守秘義務)

第7条 委員等は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (開催期間)

第8条 懇話会は、第1条の目的を達成するまでの間、開催する。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、大阪府住宅まちづくり部まちづくり戦略室都市空間創造課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項がある場合は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。